

令和4年第5回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年9月1日（木）

議事日程（第1号）

令和4年9月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第13号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第14号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第67号 常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第68号 常陸太田市奨学資金貸与条例の一部改正について
議案第69号 市道0139号線工事等委託契約の一部変更について
- 日程第 4 議案第70号 令和3年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第71号 令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 令和3年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和3年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第75号 令和3年度常陸太田市工業用水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第76号 令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第77号 令和3年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第78号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- 日程第 5 議案第79号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について
議案第80号 令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第81号 令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第82号 令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第83号 令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第84号 令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 報告第13号ないし報告第14号（一括上程・報告案件説明）
 - 日程第 3 議案第67号ないし議案第69号（一括上程・提案理由説明）
 - 日程第 4 議案第70号ないし議案第78号（一括上程・提案理由説明）
 - 日程第 5 議案第79号ないし議案第84号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷渉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本仁	議員
3番	鴨志田悟	議員	4番	森山一政	議員
5番	小室信隆	議員	6番	菊池勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	高木将	議員
17番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長
高木道安	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	柴田雅美	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	大関正幸	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	富山晴美	総務課長
井坂光利	監査委員		

事務局職員出席者

根本勝則	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
------	------	------	---------

午前10時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和4年第5回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

4番 森山一政議員 13番 成井小太郎議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

去る6月30日、東京において全国市議会議長会地方財政委員会が、また、7月21日に、群馬県前橋市において茨城県市議会議長会視察研修会が開催されました。会議内容については、タブレットに格納してありますのでご承知願います。

次に、令和4年5月30日付で、兵庫県伊丹市北伊丹1-75、井田敏美氏から、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情が提出されております。写しをタブレットに格納してありますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第233条第5項の規定により、令和3年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が提出されております。タブレットに格納してありますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和4年8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が提出されております。タブレットに格納してありますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、一般財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社並びに常陸太田産業振興株式会社のそれぞれの経営状況を説明する書類が提出されております。タブレットに格納してありますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	宮田達夫君	副市長	田中慈和君
教育長	石川八千代君	政策推進室理事	綿引誠二君
総務部長	武藤範幸君	企画部長	岡部光洋君
市民生活部長	高木道安君	保健福祉部長	柴田道彰君

農政部長	岡田和也君	商工観光部長	根本晋君
建設部長	高橋学君	会計管理者	柴田雅美君
上下水道部長	畠山卓也君	消防長	大関正幸君
教育部長	西野保君	農業委員会事務局長	榊一行君
秘書課長	綿引久雄君	総務課長	富山晴美君
監査委員	井坂光利君		

以上、19名でございます。

市長挨拶

○藤田謙二議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆様、おはようございます。令和4年第5回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜りまして、ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。日頃から議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

まず、8月22日に発生をいたしました清掃センターにおける火災についてご報告をいたします。発火物の可燃ごみへの混入が原因と思われまますが、可燃ごみピット内のごみが燃え上がり、火災の影響で一時ごみの搬入や処理を停止をいたしました。出火が昼間ということもあり、発見が早く、約1時間後に鎮火し、今回は大事には至りませんでした。夜間で発見が遅れた場合は、長期間にわたるごみの搬入や処理の停止となり、重大な事態に至った可能性がございました。改めまして、適切なごみの分別の重要性を痛感したところでございます。再発防止策を講じますとともに、ごみの分別の徹底につきまして、市民の皆様には周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、東部土地区画整理事業区域に整備をいたしました公共下水道における不適切対応に係る職員の処分についてご報告をいたします。不適切な対応の原因を精査し、市職員処分審査委員会における審査を踏まえ、昨日、8月31日付で、本件に関係した職員に対する処分を行いました。抜本的な問題解決に向けましては、先月の令和4年第4回市議会臨時会において、那珂久慈流域下水道関連常陸太田市公共下水道全体計画の見直し等に関する予算を計上し、可決をいただいておりますが、引き続き、早期の正常化に向けて職員一丸となって対応し、市民の信頼回復に努めてまいります。

次に、8月15日から募集を開始いたしましたプレミアム付き商品券についてご報告をいたします。今年度は、プレミアム率を30%に引き上げますとともに、65歳以上となる市民の方には、昨年度に引き続き、優先的に購入いただけるよう配慮をいたしました。

8月26日現在で、約8,000人の方からの申込みがあり、このうち65歳以上の方の申込みは約4,300人、55%となっております。例年の販売状況から見ますと、明日の締切りまでにはほぼ完売となる見込みでございます。

原油価格や物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図りますとともに、大型店の定義を見直すことにより、市民の皆様の利便性の向上と市内企業の振興等を通じた地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、東部土地区画整理事業の進捗状況についてご報告をいたします。8月17日に、B街区内におきまして、株式会社カインズに係る起工式が行われました。私も、組合関係の方々とともに参加をいたしました。また、10日には、フォレストモールに係る起工式も行われました。令和元年8月の土地区画整理組合設立から3年がたちましたが、工事が安全かつ順調に進み、来年春の開業が無事迎えられるよう祈念したところでございます。

また、昨日は、パルティホールにおきまして、フレイル予防講演会を開催をいたしました。約380名の市民にご参加をいただき、重点施策に掲げる、健康で快適な市民生活の実現のため、「長生き上手 常陸太田」をキャッチフレーズに、フレイル予防の第一人者であります東京大学高齢社会総合研究機構長、飯島勝矢先生から、「人生100年時代を元気で乗り切るために～健康長寿の鍵は”フレイル予防”～」をテーマとしてご講演をいただきました。

また、講演会終了後、第2部として、産官学プラス民で取り組む健康長寿のまちづくりをテーマとして座談会を行いました。フレイル予防の重要性につきまして、多くの市民の方々にご理解をいただけたのではないかと考えております。

続きまして、令和3年度普通会計決算の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

財政状況を表す指標であります実質収支及び単年度収支並びに実質単年度収支は、いずれも黒字となっております。また、前年度と比べ、貯金であります積立金の残額が増加しますとともに、借金であります市債の残高は減少をしております。さらに、財政の健全性を示す健全化判断比率等につきましても、引き続き将来負担比率は発生しておらず、各比率とも良好な状況でございます。今後も、市民の皆様や議会のご理解をいただきながら、各指標の健全性を維持しつつ、持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

次に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が各1件、条例の一部改正が2件、工事等委託契約の一部変更が1件、令和3年度歳入歳出決算認定が9件、令和4年度補正予算が6件、合わせまして20件でございます。

なお、補正予算につきましては、一般会計及び水道事業会計において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました同感染症対策及びコロナ禍における原油価格・物価高騰対策に係る費用を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き感染防止対策の強化を図ってまいりますとともに、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市民の生活や市内事業者の負担軽減、経済活動を強力的に支援をしてまいります。

また、議会最終日に人事案件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。

なお、先日の全員協議会におきましてご説明をさせていただいておりますゼロカーボンシティ宣言につきましては、今会期中に宣言をさせていただく予定で準備を進めておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、会期予定表のとおり、本日から9月21日まで21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日まで21日間と決定いたしました。

日程第2 報告第13号ないし報告第14号

○藤田謙二議長 次、日程第2、報告第13号令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第14号令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

既に該当ファイルをお開きいただいております議員の皆様におかれましては、恐れ入りますが少々お待ちくださいませ。まだ該当のファイルを開かれていない議員の皆様におかれましては、スケジュール画面をお開きいただいている場合、スケジュール画面の本日9月1日の欄をタップいただき、10時、第5回市議会定例会（開会）と表記されているところを再度タップ願います。

本日の資料一覧が出てくるかと思えますけれども、上から3段目のファイル名、01議案書（報告第13号～議案第69号）と表記されているファイルをお開きいただき、表題として、令和4年第5回市議会定例会提出議案の資料をご覧ください。

議案書の4ページをご覧ください。

報告第13号は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき算定した健全化判断比率を、監査委員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の令和3年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

表中、健全化判断比率の欄が常陸太田市の実績、早期健全化基準の欄が国が示す基準となり、この基準を上回りますと市の財政運営に国の関与を受けることとなります。

まず、1の実質赤字比率でございますが、一般会計における標準財政規模に対する実質赤字額の割合でございます。令和3年度の一般会計における実質収支は黒字でしたので、比率は発生しておりません。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計における標準財政規模に対する実質収支の赤字額または不足資金額の割合でございます。こちらにつきましても、全ての会計において黒字でしたので、比率は発生しておりません。

続きまして、3の実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対する公営企業会計などにおける一般会計が負担すべき額を含めた地方債の返済額の割合でございます。比率は2.8%となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

最後に、4の将来負担比率でございますが、標準財政規模に対する地方債の返済額など、一般会計が将来負担することとなる額の割合でございます。こちらにつきましても、基金などの充当可能な財源がありますことから、比率は発生しておりません。

5ページから8ページに監査委員の意見書を、また、参考といたしまして、ファイル名、令和3年度常陸太田市健全化比率カード・決算カードとしております健全化判断比率算出シートにて、後ほどご覧おき願います。

報告第13号は以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

報告第14号は、令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の令和3年度決算に基づく資金不足比率の表をご覧ください。

表中、資金不足比率の欄が常陸太田市の実績、経営健全化基準の欄が国が示す基準となり、この基準を上回りますと、市の財政運営に国の関与を受けることとなります。

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度かを表すものでございますが、全ての公営企業会計において黒字決算であるため、比率は発生しておりません。

10ページから11ページにかけまして、監査委員の意見書を付してございますので、後ほどご覧おき願います。

報告案件に係る説明は以上でございます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第67号ないし議案第69号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第67号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部

改正について、議案第68号常陸太田市奨学資金貸与条例の一部改正について、議案第69号市道0139号線工事等委託契約の一部変更について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 恐れ入りますが、先ほどご覧いただいておりますファイル名、01議案書（報告第13号～議案第69号）にお戻りいただきまして、議案書の12ページをご覧ください。

議案第67号は、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市職員の育児休業等について、国に準じて妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を講ずるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、別のファイルの資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただくか、その隣にあるリストと表示されたところをタップいただきまして、【附属資料】議案第67号のファイル名をタップいただき、令和4年第5回市議会定例会議案第67号資料、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

初めに、1、改正の趣旨でございます。国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、令和4年10月1日施行予定の育児休業の取得回数制限の緩和等について、国と地方公共団体の職員の処遇の均衡を図るため、市職員の育児休業等について、国に準じた措置を講ずるものでございます。

次に、2の改正内容でございます。当市の常勤職員、非常勤職員について、それぞれ改正がございます。

初めに、（1）常勤職員について、1点目は、子が3歳に達するまでの期間において、現行1回としている育児休業を2回まで取得できることといたします。2点目として、産後パパ育休につきましても、分割して2回まで取得できることといたします。

続いて、（2）非常勤職員については、4点の改正がございます。

1点目は、子が2歳になるまでの間、4回、育児休業を取得できることとするものです。具体的には、①の米印に記載しておりますとおり、1歳までの間に2回、保育所の利用ができないなどの場合には、1歳から1歳半までの期間に1回、1歳半から2歳までの期間に1回の計4回まで育児休業を取得できることにするものでございます。

2点目は、子の1歳到達日以降の育児休業について、開始時点を柔軟化するものでございます。具体的には、現行、子が1歳または1歳半に達する日に限定されているところ、期間内であればいつからでも育児休業を取得できるようにするものです。

3点目は、産後パパ育休につきましても、常勤職員と同様に分割して2回まで取得できることとするものでございます。

4点目は、非常勤職員の産後パパ育休の取得要件につきまして、その任用見込期間を、子が1歳6か月に達する日から、8週間と6か月に達する日に短縮するものでございます。

資料中ほどの模式図に、常勤職員、非常勤職員、それぞれの育児休業に関する参考例をお示し

しております。今回の改正により取得可能となる育児休業につきましては、青色矢印でお示しております。

最後に、本条例は、本年10月1日から施行するものでございます。

議案第67号は以上でございます。

現在お開きいただいておりますファイルにつきまして、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただき、先ほどご覧いただいておりますファイル名、01議案書（報告第13号～議案第69号）にお戻りいただき、議案書の26ページをご覧ください。

議案第68号は、常陸太田市奨学資金貸与条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、奨学生等の負担軽減及び定住促進を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますことから、別ファイル資料によりご説明いたします。

再度恐れ入りますが、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただくか、その隣にありますリストと表示されたところをタップいただき、【附属資料】議案第68号のファイル名をタップいただきまして、令和4年第5回市議会定例会議案第68号資料、常陸太田市奨学資金貸与条例の一部改正についてをご覧ください。

初めに、1、条例改正の概要でございます。奨学資金の返還に当たり、定住促進の観点から、これまで市内に居住した貸与者からの返還金について、その翌年度、市がふるさと定住奨学資金返還助成事業により助成をしていたものを返還すべき奨学資金を免除するほか、貸与者の意思では決定ができない市内への就業要件を撤廃することにより、貸与者の負担軽減並びに事務の効率化を図るものでございます。

次に、2、改正内容でございます。第16条の奨学資金の返還免除について、改正案の黄色で網かけをしております第3号として、大学を卒業後に市内に居住した場合を新たに追加するものでございます。ただし、ふるさと定住奨学資金返還助成事業と同様に、アからエの全ての要件を満たすこととさせていただきます。

次に、3、免除額でございますが、黄色で網かけしているように、返還計画で申請した金額の全額を免除することとし、年間限度額は、返還総額の10分の1とするものでございます。現行では、市内に就業せず、居住しただけの場合、返還計画で申請した半額のみ助成していましたが、企業によっては、市内で就業するかしないかは貸与者自身では決定できませんので、一律全額免除とするものでございます。

次に、4、改正による効果でございます。現行、ふるさと定住奨学資金返還助成事業により、奨学金返還後、貸与者からの申請を受けて助成していたものを、この返還等の手続をなくすことで、奨学資金貸与者及び市の事務負担の軽減につながるものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からとさせていただきます。

議案第68号は以上でございます。

現在お開きいただいておりますファイルにつきましては、タブレットの左上に戻ると表記されている

ところをタップいただきまして、先ほどご覧いただいておりますファイル名、01議案書（報告第13号～議案第69号）にお戻りいただきまして、議案書の29ページをお開き願います。

議案第69号は、市道0139号線工事等委託契約の一部変更についてでございます。

本年8月8日に茨城県と仮変更契約を行いました市道0139号線工事等委託契約について、下記のとおり委託契約の一部を変更するため、「地方自治法」第19条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

委託契約の変更内容ですが、2の委託場所は常陸太田市幡町から日立市金沢町地内、3の契約の方法は随意契約、4の変更前契約額は3億6,700万円、5の変更後契約額は3億2,260万円、6の増減額は4,440万円の減額、7の契約の相手方は、茨城県知事、大井川和彦、8の変更理由は、令和3年6月28日に茨城県と契約し、令和4年3月22日に変更契約をしました市道0139号線工事等委託契約について、契約内容にさらなる変更が生じたためのものでございます。

恐れ入りますが、30ページをお開き願います。

全体計画の平面図でございます。赤色で表記しました高貫町地内の約130メートルの道路改良工事と、青色で表記しました亀作町地内の5号橋の下部工を予定しておりましたが、5号橋の進入路工事に時間を要することが判明したため、当該工事を翌年度へ先送りとする委託契約の変更でございます。

議案第69号は以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第70号ないし議案第78号

○藤田謙二議長 次、日程第4、議案第70号令和3年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第71号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号令和3年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第75号令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第76号令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第77号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第78号令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について、以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔柴田雅美会計管理者 登壇〕

○柴田雅美会計管理者 議案第70号から議案第73号の令和3年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者に代わりご説明申し上げます。

タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップして、本日の資料一覧を表示いただ

き、ファイル名、02決算書（議案第70号～議案第73号）と表記されているファイルをお開きいただき、表題として、令和3年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書の資料をご覧願います。

これから申し上げますページは、決算書に付してありますページとなります。

決算書1ページをお開き願います。

議案第70号から議案第73号、令和3年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定につきまして、「地方自治法」第233条第3項の規定により、令和3年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものでございます。

3ページの次のページをお開き願います。

初めに、議案第70号令和3年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入決算額は279億1,170万7,674円で、予算額に対します収入率は99.1%でございます。歳出決算額は262億2,567万6,557円で、予算額に対します執行率は93.1%でございます。歳入歳出差引残額は16億8,603万1,117円。内訳を申し上げますと、15億2,677万6,195円が翌年度への繰越額、1億5,086万8,406円が繰越明許費の一般財源分、838万6,516円が事故繰越の一般財源分でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入ですが、歳入予算額は281億7,241万9,174円、調定額は280億7,699万327円、予算額に対します調定率は99.7%でございます。収入済歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の1,189万8,954円は、主に「地方税法」の規定に基づき、該当する市税滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額1億5,338万3,699円の主なものは、市税、諸収入などの未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済歳出額は歳出予算額と同額でございます。繰越明許費は8億6,605万6,106円でございます。これは総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費の18事業に係る繰越事業費でございます。事故繰越は3億3,862万4,016円でございます。これは、土木費の1事業に係る事故繰越事業費でございます。不用額は7億4,206万2,495円でございます。主に、民生費及び教育費などでございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、「地方自治法施行令」第166条第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が40ページから293ページに、実質収支に関する調書が294ページに、財産に関する調書が372ページから378ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済歳入額、歳出予算額、支出済歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

15ページの次のページをお開き願います。

続きまして、議案第71号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

歳入決算額は53億1,105万2,266円で、予算額に対します収入率は99.5%でございます。また、歳出決算額は50億9,574万705円でございます。予算額に対します執行率は95.5%でございます。歳入歳出差引残額は2億1,531万1,561円で、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は53億3,750万2,000円、調定額は53億9,354万9,289円で、予算額に対します調定率は101.1%でございます。不納欠損額は761万8,312円で、「地方税法」の規定に基づき、該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は7,487万8,711円で、主に保険税の未納分などがございます。

歳出でございますが、不用額は2億4,176万1,295円で、主に保険給付費及び予備費などでございます。

なお、款項別明細が18ページから21ページに、事項別明細書が296ページから323ページに、実質収支に関する調書が324ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

21ページの次のページをお開き願います。

次に、議案第72号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

歳入決算額は8億586万2,235円で、予算額に対します収入率は95.9%でございます。また、歳出決算額は8億298万4,312円で、予算額に対します執行率は95.6%でございます。歳入歳出差引残額287万7,923円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は8億3,991万9,000円、調定額は8億827万285円で、予算額に対します調定率は96.2%でございます。不納欠損額76万6,700円は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額164万1,350円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は3,693万4,688円で、主に後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

なお、款項別明細が24ページから27ページに、事項別明細書が326ページから333ページに、実質収支に関する調書が334ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

27ページの次のページをお開き願います。

次に、議案第73号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

歳入決算額は61億7,795万1,505円で、予算額に対します収入率は100.2%でございます。歳出決算額は59億6,630万3,695円で、予算額に対します執行率は96.8%でございます。歳入歳出差引残額2億1,164万7,810円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は61億6,576万1,000円、調定額は61億8,673万9,229円で、予算額に対します調定率は100.3%でございます。不納欠損額251万4,860円は、「介護保険法」の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額627万2,864円は、保険料などの未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億9,945万7,305円で、主に保険給付費などでございます。

なお、款項別明細が30ページから35ページに、事項別明細書が336ページから369ページに、実質収支に関する調書が370ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、「地方自治法」第233条第5項の規定により提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、令和3年度一般会計・特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第70号から議案第73号の令和3年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第74号から議案第77号までの4件につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップしていただきまして、ファイル名、02決算書（議案第74号～議案第77号）と表記されておりますファイル中の令和3年度常陸太田市公営企業会計決算書をご覧ください。

恐れ入りますが、決算書の2枚目をご覧ください。

議案第74号から議案第77号につきましては、令和3年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、並びに常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和3年度常陸太田市水道事業会計決算、常陸太田市工業用水道事業会計決算、常陸太田市簡易水道事業会計決算及び常陸太田市下水道事業等会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度常陸太田市水道事業会計、

常陸太田市工業用水道事業会計，常陸太田市簡易水道事業会計並びに常陸太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

初めに，議案第74号令和3年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが，決算書の1ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の予算額合計は11億8,048万2,000円で，決算額は11億8,885万3,598円となり，予算額に対する収入率は100.7%となっております。

決算書2ページをご覧ください。

支出でございますが，第1款水道事業費用の予算額合計は11億6,266万2,000円で，決算額は10億9,182万358円となり，予算額に対する執行率は93.9%となっております。

決算書3ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は2億8,624万7,000円で，決算額は1億6,565万1,232円となり，予算額に対する収入率は57.9%となっております。

決算書4ページをご覧ください。

支出でございますが，第1款資本的支出の予算額合計は8億3,435万5,000円で，決算額は6億8,178万7,562円となり，予算額に対する執行率は81.7%となっております。

なお，欄外に記載してございますが，資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億1,613万6,330円につきましては，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,246万7,256円及び過年度分損益勘定留保資金4億9,366万9,074円で補填をいたしました。

次に，決算書5ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに，1の営業収益でございますが，(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合わせまして9億6,212万6,116円でございます。

2の営業費用につきましては，(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして9億2,990万4,199円で，営業利益は，右端の列，上から1行目になりますが，3,222万1,917円となっております。

3の営業外収益でございますが，(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして1億2,877万8,894円でございます。

4の営業外費用につきましては，(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして8,692万8,349円でございます。

その結果，その下の経常利益につきましては，右端の列，上から3行目になりますが，7,407万2,462円となり，その下の当年度純利益につきましても，同額の7,407万2,462円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が3,066万6,330円，さらにその下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので，一番下の当年度未処分利益剰余金につきまし

ては、1億473万8,792円となっております。

決算書6ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市水道事業剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきますので、恐れ入ります、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

決算書7ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高1億473万8,792円のうち7,407万2,462円を、今後老朽化が進みます水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を3,066万6,330円とするものでございます。

決算書8ページをご覧ください。

令和4年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、決算書9ページの右端の列、上から2行目になりますが、130億1,119万3,983円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、決算書10ページの5の繰延収益まで合わせました負債合計は、決算書10ページの右端の列、上から2行目になりますが、67億1,288万6,512円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、右端の列、下から2行目になりますが、62億9,830万7,471円で、その下の負債と資本を合わせました合計は130億1,119万3,983円でございます。

なお、決算書15ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第74号は以上でございます。

続きまして、議案第75号令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書35ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。第1款工業用水道事業収益の予算額合計は1億225万円で、決算額は9,398万3,372円となり、予算額に対する収入率は91.9%となっております。

決算書36ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額合計は1億332万6,000円で、決算額は9,230万5,983円となり、予算額に対する執行率は89.3%となっております。

決算書37ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は1,383万3,000円で、決算額は1,383万1,794円となり、予算額に対する執行率は99.9%

なっております。

なお、欄外に記載してございますが資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,383万1,794円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,383万1,794円で補填をいたしました。

次に、決算書38ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市工業用水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益が5,133万5,380円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(4)の減価償却費まで合わせまして8,628万5,509円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、3,495万129円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして3,665万4,600円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費が2万7,082円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、167万7,389円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の167万7,389円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が374万3,598円、さらにその下、その他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては、542万987円となっております。

決算書39ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきますので、恐れ入ります、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

決算書40ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市工業用水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高542万987円のうち、107万296円を今後の企業債償還に備え、減債積立金に積立てをし、60万7,093円を今後老朽化が進みます工業用水道施設の更新工事などに備え、建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を374万3,598円とするものでございます。

決算書41ページをご覧ください。

令和4年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、右端の列、下から1行目になりますが、8億3,262万3,865円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、決算書42ページの4の流動負債、5の繰延収益まで合わせました負債合計は、決算書42ページの右端の列、下から2行目になりますが、

3億8,500万2,229円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、決算書43ページの右端の列、上から2行目になりますが、4億4,762万1,636円で、その下の負債と資本を合わせました合計は、8億3,262万3,865円でございます。

なお、決算書47ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第75号は以上でございます。

続きまして、議案第76号令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書59ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市簡易水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。第1款簡易水道事業収益の予算額合計は3億9,426万1,000円で、決算額は4億2,349万2,691円となり、予算額に対する収入率は107.4%となっております。

決算書60ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款簡易水道事業費用の予算額合計は4億132万6,000円で、決算額は3億5,591万2,009円となり、予算額に対する執行率は88.7%となっております。

決算書61ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入の予算額合計は2億6,680万7,000円で、決算額は1億8,970万816円となり、予算額に対する収入率は71.1%となっております。

決算書62ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は2億9,042万5,000円で、決算額は2億1,862万9,667円となり、予算額に対する執行率は75.3%となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,892万8,851円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額534万257円、過年度分損益勘定留保資金2,358万8,594円で補填をいたしました。

次に、決算書63ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市簡易水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合わせまして1億484万810円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして3億3,226万3,051円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、2億2,742万2,241円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして2億9,066万413円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合

わせまして1,126万4,689円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、5,197万3,483円となりました。この特別損失につきましては、(1)の固定資産売却損が19万6,259円となっており、その結果、その下の当年度純利益につきましては、右端の列、下から2行目になりますが、5,177万7,224円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が2,079万8,553円、さらにその下決算書64ページのその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金は7,257万5,777円となっております。

決算書65ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市簡易水道事業剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきますので、恐れ入ります、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

決算書66ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市簡易水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高7,257万5,777円のうち、3,000万円を今後の企業債償還に備え減債積立金に積立てをし、2,177万7,224円を今後老朽化が進みます簡易水道施設の更新工事などに備え建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を2,079万8,553円とするものでございます。

決算書67ページをご覧ください。

令和4年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、決算書68ページの右端の列、上から2行目になりますが、26億9,523万2,045円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、決算書69ページの5の繰延収益まで合わせました負債合計は、決算書69ページの右端の列、上から2行目になりますが、23億4,654万435円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、決算書69ページの右端の列、下から2行目になりますが、3億4,869万1,610円で、その下の負債と資本を合わせました合計は26億9,523万2,045円でございます。

なお、決算書73ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第76号は以上でございます。

続きまして、議案第77号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書91ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市下水道事業等決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款下水道事業等収益の予算額合計は18億9,602万8,000円で、決算額は19億4,523万9,176円となり、予算額に対する収入率は102.6%となっております。

決算書92ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款下水道事業等費用の予算額合計は15億9,674万5,000円で、決算額は14億4,941万6,705円となり、予算額に対する執行率は90.8%となっております。

決算書93ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は13億2,584万2,000円で、決算額は9億8,437万4,350円となり、予算額に対する収入率は74.2%となっております。

決算書94ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は14億7,597万5,000円で、決算額は10億8,969万3,630円となり、予算額に対する執行率は73.8%となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億531万9,280円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,493万8,650円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,473万1,349円、過年度分損益勘定留保資金7,564万9,281円で補填をいたしました。

次に、決算書95ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市下水道事業等損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の下水道使用料から(3)のその他の営業収益まで合わせまして4億4,713万4,731円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の管渠費から(5)の減価償却費まで合わせまして12億7,296万4,306円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、8億2,582万9,575円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(5)の雑収益まで合わせまして14億5,060万1,846円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして1億5,220万3,071円でございます。

その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、4億7,256万9,200円となり、その下の当年度純利益につきましても、同額の4億7,256万9,200円となりました。その下の前年度繰越利益剰余金が8,397万8,243円、さらにその下、決算書96ページのその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては、5億5,654万7,443円となっております。

決算書97ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市下水道事業等剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

決算書98ページをご覧ください。

令和3年度常陸太田市下水道事業等剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高5億5,654万7,443円のうち、1億8,700万円を今後の企業債償還に備え減債積立金に積立てをし、2億4,362万1,720円を、今後老朽化が進みます下水道施設の更新工事などに備え建設改良積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を1億2,592万5,723円とするものでございます。

決算書99ページをご覧ください。

令和4年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と、決算書100ページの2の流動資産を合わせました資産合計は、決算書100ページの右端の列、上から3行目になりますが、265億2,969万467円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、決算書101ページの5の繰延収益まで合わせました負債合計は、決算書101ページの右端の列、上から3行目になりますが、218億7,678万3,939円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、決算書101ページの右端の列、下から2行目になりますが、46億5,290万6,528円で、その下の負債と資本を合わせました合計は、265億2,969万467円でございます。

なお、決算書105ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第74号から議案第77号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 議案第78号につきまして、提案者に代わりましてご説明いたします。

タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただきまして、ファイル名、04 決算書(議案第78号)をタップいただきまして、議案第78号令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算書をご覧ください。

1枚お進み願います。

議案第78号は、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定についてでございます。

令和4年3月31日に解散いたしました茨城北農業共済事務組合について、「地方自治法」第292条の規定により準用する「地方自治法施行令」第5条第3項の規定により、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算を監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

1ページをお開き願います。

1, 収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部です。

当初予算額についてご説明いたします。第1款の共済事業収益をご覧願います。当初予算額につきましては、農作物共済勘定から業務勘定の6勘定合計、総合で16億3,813万8,000円の予算額となります。

次に、下段の表、補正予算額になります。第1款、農作物共済と家畜共済並びに業務勘定で補正しており、補正額、総合で8億1,772万8,000円を補正しております。

2ページ、下段の表をご覧ください。

当初予算と補正の合計、第1款共済事業収益、総合で24億5,586万6,000円となります。

3ページをご覧願います。

上段の表は、決算額になります。6勘定合計といたしまして、第1款共済事業収益、総合で21億2,253万483円となります。

1枚お進みいただきまして、4ページは支出の予算額になります。

当初予算、補正予算とも、先ほどご覧いただきました1ページの収入と同額となっておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

7ページをご覧願います。

上段の表、支出の決算額となります。第1款共済事業費用、6勘定合わせまして総合で20億5,661万2,625円となります。

続きまして、10ページをご覧願います。

損益計算書となりますが、表の中ほど、営業収益合計の欄ですが、6勘定を合わせた総合で14億4,785万8,352円となっております。これに対して、営業費用合計につきましては、6勘定合わせました総合として、13億7,538万6,568円となっております。

続きまして、11ページをご覧願います。

営業外収益合計は6億6,284万362円となりましたのに対し、営業外費用合計については計上する費用がありませんでした。これに特別利益、特別損失を計上し、最終的には、最下段に記載の当年度未処分利益剰余金、右端、総合の欄に記載の6,591万7,858円となりまして、この全額をいばらき広域農業共済組合に引き継いでおります。

12ページをご覧願います。

貸借対照表となりますが、まず、資産につきましては、1, 流動資産、2, 固定資産の6勘定合わせまして、資産合計右端、総合に記載のとおり、14億3,624万6,917円となります。

次に、負債につきましては、3, 流動負債と13ページの4, 固定負債の6勘定合わせまして、負債合計右端、総合に記載のとおり、9億6,461万6,855円となります。

5, 資本につきましては、6勘定合わせまして、資本計、右端に記載のとおり、4億889万5,564円でございます。

以上、負債、資本合わせまして、右端に記載のとおり、13億7,351万2,419円となっております。

なお、打切決算であるため、業務勘定において発生した剰余金を引当金等に計上することなく
いばらき広域農業共済組合に引き継いだことから、負債、資本合計は前ページに記載の資産合計
と一致しておりません。

なお、14ページから19ページが事業報告書、20ページから33ページが収益費用明細書、
34ページから37ページが貸借対照表明細書となりますので、ご覧おき願います。

議案第78号は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。井坂監査委員。

[井坂光利監査委員 登壇]

○井坂光利監査委員 令和3年度の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況について申し上げます。

恐れ入りますが、タブレットの左上の戻るをタップいただきます。会議資料一覧の令和3年度
常陸太田市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書をタップいただきまして、
ご覧願います。

この決算審査は、「地方自治法」第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき実施
いたしました。審査の対象といたしました決算及び書類につきましては、審査意見書の4ページ
の(1)から(3)の3項目に分けて記載いたしました。

第1項目は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、
以上4会計の歳入歳出決算でございます。

第2項目は、政令で定める書類でありまして、一般会計及び各特別会計、それぞれの歳入歳出
決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書でございます。

第3項目は、奨学金、印紙等購入基金について、その運用状況を審査するための基金運用状況
調書でございます。

決算の審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに政令で定める書
類等につきまして、関係諸帳簿、証書類を照査し、定期監査及び例月現金出納検査等の結果を参
考にしながら、決算の計数の正確性あるいは収入支出の合理性について確認を行い、併せて関係
課職員からの聴取や説明を受け、審査を行いました。基金の運用状況につきましては、基金運用
状況調書、関係諸帳簿により、決算書並びに政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いま
した。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類はいずれも関係法令に準拠し
て作成されており、計数は関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており、正確で
あることを認めました。また、基金の運用状況につきましても、条例の目的に沿って適正に運営
されており、関係諸帳簿と符合し、計数的にも正確であることを認めました。

続きまして、公営企業の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

恐れ入りますが、タブレット左上の戻るをタップいただきます。会議資料一覧の令和3年度常
陸太田市公営企業決算審査意見書をタップしていただき、ご覧いただきたいと思っております。

この審査は、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき実施いたしました。

意見書の5ページをご覧いただきたいと思います。

審査の対象は、水道事業会計、工業用水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業等会計、以上4会計の決算でございます。

審査に付されました書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表、さらに、決算附属資料として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。これらの書類が「地方公営企業法」その他関係法令に準拠して適正に表示されているかどうか、経営状況及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査いたしました。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で、経営状況及び財政状況は適正に表示されていることを認めました。

次に、令和3年度茨城北農業共済事務組合決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

恐れ入りますが、タブレット左上の戻るをタップいただきます。会議資料一覧の令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算審査意見書をタップいただきたいと思います。

この審査は、「地方自治法」第202条の規定により準用する「地方自治法施行令」第5条第3項の規定に基づき実施いたしました。

審査意見書の4ページをご覧いただきます。

審査の対象といたしました書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類として事業報告書、収益費用明細書、貸借対照表明細書でございます。これらの書類が「地方自治法」その他関係法令に準拠して適正に表示されているかどうか、その計数は関係諸帳簿、証書類と照合し、正確であるかの確認を行うとともに、関係職員の説明を求め、予算の執行及び解散に伴う清算事務が的確に行われているかなどについて審査いたしました。

その結果、審査に付されました決算報告書、その他の書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確であることを認めました。

以上、一般会計、各特別会計、各公営企業会計、茨城北農業共済事務組合の決算審査の概要について申し上げます。詳細につきましてはそれぞれの審査意見書をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○藤田謙二議長 報告は終わりました。

日程第5 議案第79号ないし議案第84号

○藤田謙二議長 次、日程第5、議案第79号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、議案第80号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第81号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第83

号令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第84号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりましてご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただきまして、ファイル名、05補正予算書（議案第79号～議案第84号）をタップいただき、令和4年第5回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください。

2ページをご覧ください。

議案第79号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございます。

3ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億1,989万1,000円を追加し、総額を260億7,235万9,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の10款地方特例交付金及び2段目の11款地方交付税の補正につきましては、いずれも交付額の確定によるものでございます。

3段目の15款国庫支出金2億6,082万1,000円の補正につきましては、今回の補正の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

4段目の16款2項県補助金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします農地利用最適化推進委員が使用するタブレット端末、通信費の財源として、24万円を追加するものでございます。

5段目の16款3項委託金の補正につきましては、茨城県から委託事業といたしまして、歳出予算で補正をいたします小学生を対象とした新たな体験活動プログラムの財源として、10万円を追加するものでございます。

6段目の17款財産収入の補正につきましては、国土交通省が実施しております久慈川緊急治水プロジェクトにおきまして移転となります、市が所有する堅磐・上土木内町共同墓地用地の売却代金として、1,265万5,000円を追加するものでございます。

最下段の18款寄附金の補正につきましては、カーボンニュートラル推進事業に役立てることを目的として、市内の風力発電事業者からいただきました寄附金100万円を追加するものでございます。

12ページをご覧ください。

1段目の19款1項特別会計繰入金の補正につきましては、1目後期高齢者医療特別会計繰入金及び2目介護保険特別会計繰入金、いずれも令和3年度決算額の確定により、一般会計への精

算金を補正するものでございます。

2段目の19款2項基金繰入金の補正につきましては、令和3年度決算剰余金を今年度歳入へ編入するなど、財政調整基金及び減債基金繰入金、合わせまして7億8,366万9,000円を減額するものでございます。

3段目の20款繰越金の補正につきましては、令和3年度決算剰余金を今年度の歳入へ編入するため、前年度繰越しとして12億7,677万6,000円を追加するものでございます。

4段目の21款諸収入の補正につきましては、介護保険における国及び県からの低所得者保険料軽減負担金について、令和3年度決算額の確定による精算金249万9,000円を追加するものでございます。

最下段の22款市債につきましては、後ほど第2条でご説明させていただきます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正につきましては、後ほど別ファイル資料により一括して説明させていただきます、一般分の補正につきまして、補正予算書によりご説明いたします。

なお、今回の補正は、各費目にわたり職員の定期人事異動及び会計年度任用職員の任用決定に伴う人件費の増減がございますが、これらにつきましては説明を割愛し、主要な事項について説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

上段は、前ページに記載の2款1項総務管理費でございます。

3目財政管理費の補正につきましては、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積立てといたしまして、実質収支の2分の1、7億6,338万9,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

5目財政管理費の補正につきましては、久慈川緊急治水プロジェクトにより移転となります堅磐・上土木内町共同墓地の代替用地購入費用といたしまして、429万円を追加するものでございます。

11目市民活動費の補正につきましては、当初予算に計上いたしました山田地域交流センター建設工事につきまして、建設資材の価格高騰により入札が不調となりましたことから、再度設計し直しまして、差額分1,775万4,000円を追加するものでございます。

15目諸費の補正につきましては、令和3年度に概算払いになりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯への臨時特別給付金補助金につきまして、令和3年度決算額の確定による精算金と合わせまして、2,386万8,000円を追加するものでございます。

16ページをご覧ください。

下段の3款1項5目老人医療給付費の補正につきましては、人間ドック申込者の増加に伴い、208万9,000円を追加するものでございます。

18ページをご覧ください。

上段は、前ページに記載の4款1項保健衛生費でございます。

6目環境衛生費のうち、24節積立金の補正につきましては、本年度市内の風力発電事業者からいただきました寄附金について、カーボンニュートラル推進基金に積み立て今後の事業財源として活用するため、100万円を追加するものでございます。

下段の4款2項1目清掃総務費のうち、7節報償費から12節委託料までの補正につきましては、市内一斉清掃を中止したことに伴い、合わせまして150万3,000円を減額するものでございます。

19ページをご覧ください。

上段の5款1項6目農業振興農家対策費の補正につきましては、国が進めております農地利用最適化推進事業に活用するタブレット端末の整備が完了の見込みとなりましたことから、10月からインターネット使用料として24万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして22ページをご覧ください。

中段の9款1項2目事務局費のうち、12節委託料の補正につきましては、今年度廃校となりました4つの小学校について、早期に今後の利活用を図っていく準備といたしまして、敷地の測量調査を行う費用として1,775万4,000円を追加するものでございます。

24ページをご覧ください。

下段の11款公債費の補正につきましては、前年度市債の借入額確定及び過去に借入れた市債の利率見直しに伴い、合わせまして1,386万2,000円を減額するものでございます。

一般分の補正につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、別ファイル資料にてご説明させていただきます。

タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただきまして、ファイル名、【附属資料】議案第79号のファイルをお開きいただきまして、令和4年第5回市議会定例会議案第79号資料、新型コロナウイルス感染症対策コロナ禍における原油価格・物価高騰対策補正予算概要をご覧ください。

事業は大きく4つの区分で実施してまいります。以下、全ての事業につきまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

Iは、一般事業者向け支援で、議案第83号水道事業会計の補正予算に係る事業及び議案第84号簡易水道事業会計の補正予算に係る事業における水道料金支援でございます。一般会計における予算措置は、4款1項6目環境衛生費に18節負担金、補助及び交付金1億2,647万7,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている市民や事業者等の経済的な負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を減免するものでございます。対象者は、官公庁を除く上下水道及び簡易水道の利用者で、支援額は基本料金、支援期間は来年1月請求分から3月請求分までの3か月でございます。

IIは、新型コロナウイルス感染症に対応した災害対応資機材等の整備で、避難所資機材等の整備でございます。予算措置は、8款1項5目災害対策費に17節備品購入費1,521万6,000

円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において災害時に避難所を開設するに当たり、感染拡大防止の観点から、間仕切りを設置するとともに、入り口が階段のみの避難所に仮設式スロープを設置し、全ての避難者が利用しやすい避難所といたします。また、コロナ禍で密を避けるために多くの避難所を開設する中におきましては、支援が必要な避難者などの情報を消防団員と避難所との間などで共有するため、連絡用無線機を配備するものでございます。

整備する備品でございますが、間仕切り用の防災用パーティションを20か所の避難所に各30基、合計600基、仮設式スロープについては記載の各避難所に階段の形状に合わせたものを8台、携帯型無線機を20か所の避難所との相互通信を想定し40台整備いたします。

Ⅲは、デジタル化による感染防止対策でございます。ご覧の5事業を追加いたします。

1は、電子入札・電子契約システムの導入でございます。予算措置は、2款1項1目一般管理費に10節需用費から18節負担金、補助及び交付金まで、合わせまして484万3,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において事業者の接触機会の低減と利便性の向上、事務の効率化を図るため、電子入札・電子契約システムを導入するものでございます。

1の導入システムに記載のとおり、既に導入済みの建設工事、コンサル業務に加えまして、電子入札（物品・役務）システムを導入するほか、電子契約システムも新たに導入いたします。

2の導入方法でございますが、電子入札（物品・役務）システムにつきましては、茨城県電子入札（物品・役務）システム共同利用へ参加するものでございます。電子契約システムにつきましては、業務委託の方法で導入いたします。

3の導入時期でございますが、令和5年1月中を予定しております。

2は、行政情報アプリの導入でございます。予算措置は、2款1項9目情報通信管理費に12節委託料654万8,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍での新たな生活様式としての急速なデジタル化への対応と、市民の利便性の向上、事務の効率化を図るため、市の行政情報をまとめたアプリを構築するものでございます。令和5年4月の運用開始に向け準備を進めてまいります。

3は、行政手続のオンライン化でございます。予算措置は、2款1項9目情報通信管理費に12節委託料1,430万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において市民の接触機会の低減と利便性の向上、事務の効率化を図るため、いばらき電子申請・届出サービスを活用したオンラインで行える行政手続を、現在の34件に加え200件程度拡充するものでございます。

4は、WEB口座振替受付サービスの導入でございます。予算措置は、2款2項2目賦課徴収費に11節役務費及び12節委託料、合わせまして605万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において市民の接触機会の低減と利便性の向上、事務の効率化を図るため、これまで金融機関の窓口で行っていた市税等の口座振替の手続について、インターネットで行えるようWEB口座振替受付サービスを導入するものでございます。令和5年4

月の運用開始に向け準備を進めてまいります。

5は、マイナンバーカード普及促進でございます。予算措置は、2款3項1目戸籍住民基本台帳費に1節報酬から11節役務費まで、合わせまして8,253万1,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、マイナンバーカードの普及促進、並びにコロナ禍において市民の接触機会の低減と利便性の向上、経済的な負担の軽減を図るため、いばらき電子申請・届出サービスで申込みをされた方に5,000円分のPay Payポイント、またはQUOカードを贈呈するものでございます。対象者は、マイナンバーカードの取得率について、年度内60%を目指しておりますことから、新規取得者を含めました約2万9,000人に対し、国が行っているマイナポイント事業の利用率を勘案した50%、1万4,590人を見込んでおります。

IVは、公共施設等における感染拡大防止対策の強化でございます。ご覧の2事業を追加いたします。

1は、庁内情報ネットワークの無線化でございます。予算措置は、2款1項9目情報通信管理費に12節委託料256万8,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍における密の回避やタブレット端末の活用によるペーパーレス化を図るため、本庁舎同様、分庁舎においても庁内情報ネットワークの無線化を行うものでございます。整備完了時期は、令和5年3月中を予定しております。

2は、抗原検査キットの整備でございます。予算措置は、4款1項2目予防費に10節需用費228万8,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍において学校教育や各種イベントを実施するに当たり、感染拡大防止の観点から、関係者が必要に応じて検査を受けられるよう、抗原検査キットを整備するものでございます。学校で必要な確保数やイベント主催者の人数などを勘案して、520箱2,600回分を購入いたします。

最下段、合計でございますが、9事業に2億6,082万1,000円を追加いたします。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、タブレットの左上に戻ると表記されているところをタップいただきまして、ファイル名、05補正予算書（議案第79号～議案第84号）をタップいただきまして、補正予算書のファイルにお戻り願います。

7ページでございます。

第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、図書管理システム借上料につきましては、現在の契約が今年度末で満了となることに伴いまして、入札後の落札業者の準備期間として4か月程度を確保する必要があることから、今回債務の負担を行うものでございます。

また、学校給食センター高圧機器等更新工事につきましては、今年度の当初予算におきまして899万8,000円を計上しておりましたが、物価高騰及び部品納入に約1年を要することが判明し、今年度の執行が困難となりました。このため、歳出予算を減額し、来年の夏休みに工事を

実施するため、今回債務の負担を行うものでございます。

8ページをご覧ください。

第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、合併特例債事業債につきましては、山田地域交流センター整備事業の事業費が増額となったことに伴いまして、限度額を6億7,120万円に増額し、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定により限度額を1億9,781万7,000円に減額いたしました。あわせまして、限度額合計を、左側の18億550万円から、右側の17億4,861万7,000円に減額するものでございます。

議案第79号は以上でございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

議案第80号は、令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

31ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億965万1,000円を追加し、総額を53億8,532万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、36ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の6款1項1目一般会計繰入金につきましては、3節職員給与費等繰入金199万5,000円を増額するものでございます。

2段目の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の7款繰越金の補正につきましては、令和3年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

歳入は以上でございます。

37ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の1款1項1目一般管理費の補正につきましては、産休職員2名の代替として会計年度任用職員を任用するため、199万5,000円を増額するものでございます。

下段の6款基金積立金の補正につきましては、令和3年度決算繰越しに伴いまして、1億765万6,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

議案第80号は以上でございます。

続きまして、40ページをご覧ください。

議案第81号は、令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

41ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万7,000円を追加し、総額を8億6,775万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、46ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款繰越金の補正につきましては、令和3年度決算に伴うものでございます。

歳入は以上でございます。

47ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の3款2項1目一般会計繰出金の補正につきましては、令和3年度の事務費繰入金精算に伴うものでございます。

下段の4款予備費の補正につきましては、歳入歳出予算の予算調整に伴うものでございます。

議案第81号は以上でございます。

続きまして、議案第82号は、令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

49ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,487万円を追加し、総額を62億1,481万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、54ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の3款2項7目介護保険事業費補助金の補正につきましては、制度改正に伴う介護保険事務所台帳管理システムの改修に係る経費の財源として、4万4,000円を追加するものでございます。

2段目の7款1項5目その他一般会計繰入金の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うもの、制度改正に伴う介護保険事務所台帳管理システムの改修費に係るものでございます。

3段目の同款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

4段目の8款繰越金の補正につきましては、令和3年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

55ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の1款1項1目一般管理費における2節給料から4節共済費に係る補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

12節委託料の補正につきましては、制度改正に伴う介護保険事業所台帳管理システム改修のため、8万8,000円を追加するものでございます。

2段目の同款3項1目介護認定審査会費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

最下段の6款基金積立金の補正につきましては、令和3年度決算繰越しに伴いまして、6,868万2,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

56ページをご覧ください。

1段目の8款1項2目償還金、及び2段目の同款2項1目一般会計繰出金の補正につきましては、令和3年度決算に伴う国県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計繰出金について精算するものでございます。

議案第82号は以上でございます。

補正予算に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第83号及び議案第84号について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほど提案説明がございました議案第82号に引き続きまして、令和4年第5回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください。

恐れ入りますが、60ページをご覧ください。

議案第83号は、令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

61ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきまして、第1款第1項の営業収益を1億760万2,000円減額し、同款第2項の営業外収益を1億1,035万2,000円追加するものでございます。次に、支出でございますが、第1款第1項営業費用を275万円追加するものでございます。

第3条は、重要な資産の取得及び処分の補正でございます。新たに、予算第11条の次に第12条といたしまして、重要な資産の取得及び処分を加えるものでございまして、取得する資産の種類、名称、数量は記載のとおりでございます。

具体的には、常陸太田市東部土地区画整理組合が、東部土地区画整理事業区域に整備をいたしました配水管につきまして、「土地区画整理法」第106条第2項の規定に基づき、今後市が維持管理を行いますため、常陸太田市東部土地区画整理組合より無償にて譲受けをするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、71ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節水道料金の補正につきましては、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けています市民や事業者等の経済的な負担軽減を図りますため、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を活用し、官公庁を除く上水道の利用者について、水道料金の基本料金を令和5年1月請求分から3月請求分の3か月間減免することに伴い、減免見込額の1億760万2,000円を減額するものでございます。

次に、同款2項2目1節一般会計補助金の補正につきましては、水道料金の基本料金減免措置及び支出の料金検針システム改修委託料に対する一般会計からの補助金といたしまして、1億1,035万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、支出でございますが、1款1項3目12節委託料の補正につきましては、水道料金の基本料金減免措置を行うために必要となります料金検針システム改修の委託料といたしまして、275万円を追加するものでございます。

なお、62ページから70ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第83号は以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、72ページをご覧願います。

議案第84号は、令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。73ページをご覧願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、第1款第1項の営業収益を1,337万5,000円減額し、同款第2項の営業外収益を1,612万5,000円追加するものでございます。次に、支出でございますが、第1款第1項営業費用を275万円追加するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補填でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりでございますが、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

第4条は、企業債の補正でございますが、国から示されました過疎対策事業の借入れ枠の縮減に伴いまして、限度額合計に変わりはありませんが、ご覧のとおり簡易水道事業と過疎対策事業の借入限度額を改めるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、82ページをご覧願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節水道料金の補正につきましては、上水道と同様、簡易水道につきましても、官公庁を除く簡易水道の利用者について、水道料金の基本料金を令和5年1月請求分から3月請求分の3か月減免することに伴い、減免見込額の1,337万5,000円を減額するものでございます。

次に、同款2項2目1節一般会計補助金の補正につきましても、上水道と同様、水道料金の基本料金減免措置、及び支出の料金検針システム改修委託料に対する一般会計からの補助金といたしまして、1,612万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、支出でございますが、1款1項3目10節委託料の補正につきましては、上水道

と同様、水道料金の基本料金減免措置を行うために必要となります料金検針システム改修の委託料といたしまして、275万円を追加するものでございます。

なお、74ページから81ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第83号及び議案第84号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時16分散会